

日曜・祝日当番医・薬局

日	病院名	地区	電話
1日	本田医院 泉胃腸科外科医院	松橋	32-0555 33-2277
8日	安武眼科医院 松田病院	松橋	32-0733 32-0666
15日	県南高木クリニック まつばせ児嶋クリニック 三角クリニック	松橋 松橋 三角	34-0177 25-2522 52-3003
16日	廣岡クリニック皮膚科	小川	43-6543
22日	うきクリニック うちの小児科小児外科	松橋	32-6322 32-0550
23日	あおば病院 済生会みすみ病院	松橋 三角	32-7772 53-1611
29日	たかはしクリニック しまだこどもクリニック	小川 松橋	43-0008 34-3933

診療外の科目は受けられない場合があります。
また当番は変更になることがありますので、必ず問い合わせてください。

当番薬局

日	薬局名	地区	電話
1日	とよかわ薬局	松橋	33-6530
15日	さくら調剤薬局 松橋店 ヒカリ調剤薬局	松橋 三角	46-1472 53-2526
16日	江南薬局	小川	34-6400
22日	ウイング薬局 三気堂薬局 松橋店	松橋	25-2660 32-8380
23日	まつばせ薬局	松橋	53-9111
29日	きらら調剤薬局 すまいる薬局	松橋 小川	27-5511 43-5622

献血

日	受付時間	場所
11日	14時～16時	熊本南病院
21日	10時～12時 13時15分～16時	イオンモール宇城



お知らせ
第3弾宇城市物価高騰対策商品券
使用期限が迫っています
商品券の使用期限は
9月17日(水)までです。
※令和6年5月1日時点で市に住
民登録がある人が対象です。
※商品券の利用方法や利用可能場
所などは送付した資料・専用
ホームページを確認してください。
商品券をまだ受け取っていない人
コールセンターに問い合わせ

を、商工観光課で受け取っ
てください。

商品券事務局 コールセンター
☎0120(917)131
平日9時～17時 9月30日(金)まで

秋の全国交通安全運動が実施されます

運動期間
9月21日(土)
～9月30日(日)
交通事故死ゼロを目指す日
9月30日(日)
守ってほしいこと
▪ 信号機のない横断歩道では、歩行者を優先する。
▪ 夜間の外出時は、反射材の着用・早めのライト点灯。
▪ 自動車と同じく交通ルールを守る。※自転車は車両の一つです。
▪ 保険に必ず加入し、身の安全を守るためヘルメットを着用する。
交通安全対策内閣府HP
☎ 防災消防課 ☎32-1766



農業者の皆さんへ
油流出事故を防ごう — 燃料タンクの管理を徹底しましょう —

市では農業用施設からの油流出事故が令和5年度で3件発生しました。その原因の多くは管理不備や操作ミスによるものです。流出した油は火災発生の危険があるだけでなく、流出・浸透するなどして、上水道や地下水、農業、漁業などに大きな影響を及ぼす恐れがあります。

主な原因

- 劣化により配管が破損
- 農作業中に配管を誤って切断
- 災害で燃料タンクが転倒
- 不要になった油を川に捨てた
- 給油中目を離れた際に油が溢れた
- 元栓を閉めないまま給油した

事故の責任



流出した油は回収が難しく、多くの時間や人手、資材が必要です。流出した油の回収費用は、原因者の負担になるため、農業者にとって大きな負担となります。過去には、原因者が数百万円を負担した事例もあります。

また、他の農作物や水産物などに損害を与えた場合は、損害賠償を請求されることもあります。万が一に備えて、各種保険への加入を検討しましょう。

農政課 ☎32-1641

事故を防ぐ

油漏れの恐れがある設備には次のような対応を

- 機器などは正しく設置**
農業用ボイラー、燃油タンク、防油堤など、消防署の指導の下、適切に設置する。
- 日常的に点検**
定期的に燃油タンクや配管・防油堤を点検。破損や劣化などが見られた場合は直ちに修理する。油の減りが早い場合は漏れがないか確認する。
- 災害に備える**
河川などの増水や強風、地震などで燃油タンクが倒れないように固定する。
- 未使用期間もしっかり管理**
長期間使用しないボイラーの油は抜いておく。

納付は
便利な口座振替の
利用を
市税の納期限

第4期集合税
9月30日(日)
債権管理課
☎32-1497



国税務課
☎32-1487



償却資産保有状況調査
提出は9月30日(日)まで
市では適正課税を進めています。今年度の対象者で調査票などを未提出の場合は、最終期限までに提出してください。
対象 確定申告・住民税申告で事業収入があり、6月～8月の間に調査票が届いた人
提出先 税務課・支所総合窓口課
※同封の封筒で返送も可
最終提出期限 9月30日(日)
※詳しくは、対象者へ送付した依頼文を確認してください。